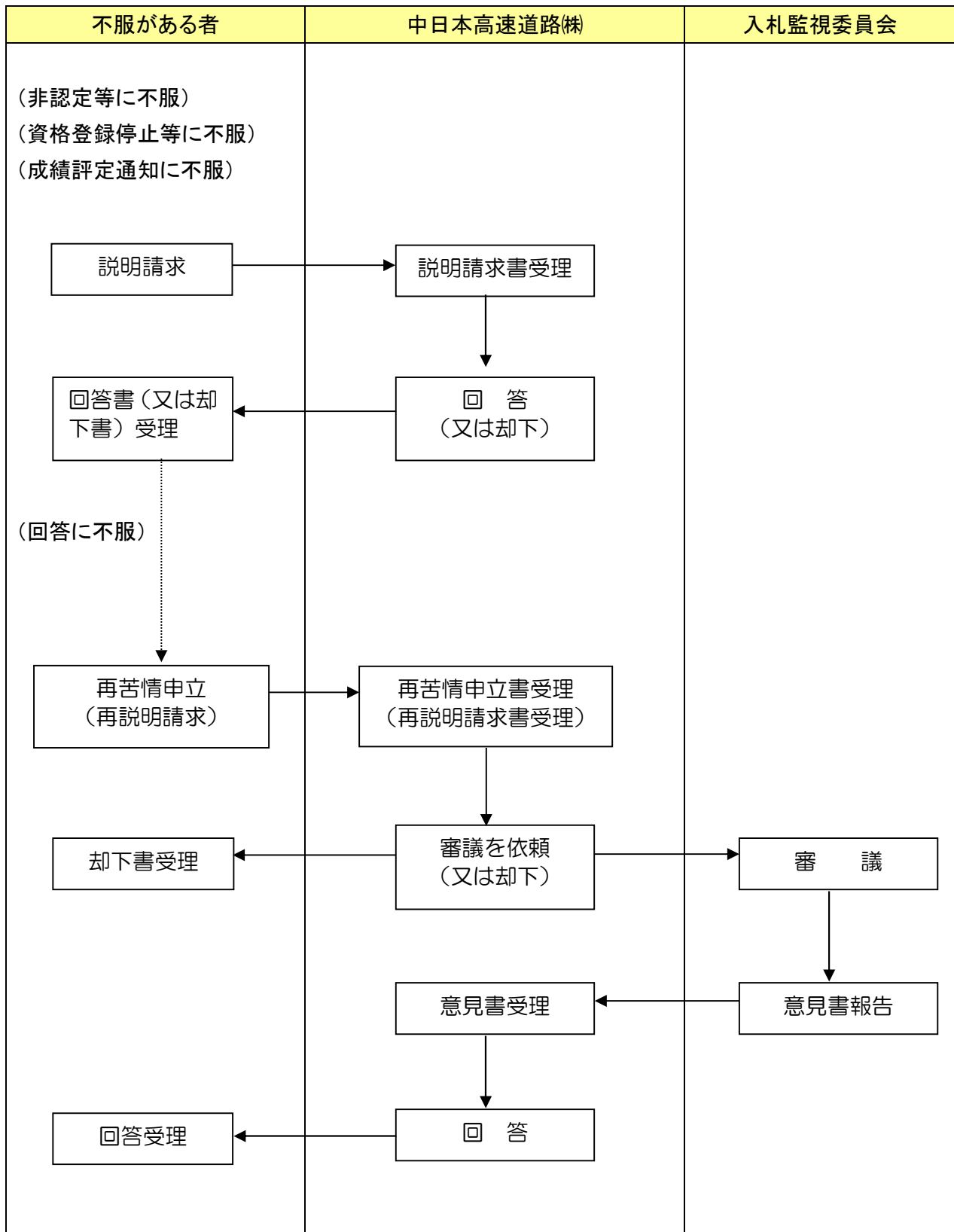


入札契約手続に係る苦情処理等手続マニュアル

目 次

入札契約手続に係る苦情処理等手続フロー		3
第1章 総則		4
第2章 入札・契約の過程に係る苦情処理手続		4～7
第3章 資格登録停止措置等に係る苦情処理手続		7～9
第4章 成績評定通知に係る説明請求処理手続		10～12
（手続の概要）		13～14
（手続に用いる様式）		15～21

入札契約手続に係る苦情処理等手続フロー



第1章 総則

1-1 目的

このマニュアルは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)の趣旨等に基づき、入札契約手続に係る苦情処理等の手続を定め、入札契約手続の一層の透明性、客観性の確保を図ることを目的とする。

1-2 用語の定義

この要領において使用する用語の定義は、中日本高速道路株式会社契約規則(平成18年度中日本高速道路株式会社規程第25号)、中日本高速道路株式会社工事・調査等契約事務処理要領(平成18年11月20日・中高契第146号、契約審査担当役員通達)及び中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領(平成18年1月10日・中高契第2号、契約審査担当役員通達)によるものとする。

第2章 入札・契約の過程に係る苦情処理手続

2-1 苦情処理の対象

(1)この章の規定による苦情処理の対象は、次表のとおりとする。ただし、契約制限価格が400万円未満の契約は対象としないものとする。(エ)

区分		一次苦情処理	再苦情処理
工 事	一般競争入札	○	○ ただし、政府調達協定対象工事を除く。
	指名競争入札	○	○
	見積競争又は特命契約	○	○
調査等	(簡易)公募型競争入札	○	—
	(簡易)公募型プロポーザル	○	—
	標準プロポーザル	○	○

(2)政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の対象となる工事並びに「公共工事の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針(平成8年6月17日事務次官等会議申合せ)記4の対象となる調査等については、政府調達に関する苦情の処理手続(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)に基づく政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われることに留意すること。

2-2 一次苦情申立て

(1)苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は次に掲げるものとする。

① 一般競争入札による工事

競争参加資格確認申請書を提出した者のうち、競争参加資格がないと認めた旨及びその理由(以下「非認定理由」という。)の通知を受け取った者で、当該非認定理由に対して不服がある者は、非認定理由についての説明を求めることができる。

② 指名競争入札による工事

当該入札と同一の工事種別の資格登録者のうち、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、指名されなかった理由についての説明を求めることができる。

③ 見積競争又は特命契約による工事

当該契約と同一の工事種別の資格登録者のうち、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者は、選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

④(簡易)公募型競争入札による調査等

参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった旨及びその理由(以下「非指名理由」という。)の通知を受け取った者で、当該非指名理由に対して不服がある者は、非指名理由についての説明を求めることができる。

⑤(簡易)公募型プロポーザル

ア 参加表明書を提出した者のうち、選定しなかった旨及びその理由(以下「非選定理由」という。)の通知を受け取った者で、当該非選定理由に対して不服がある者は、非選定理由についての説明を求めることができる。

イ 技術提案書を提出した者のうち、特定しなかった旨及びその理由(以下「非特定理由」という。)の通知を受け取った者で、当該非特定理由に対して不服がある者は、非特定理由についての説明を求めることができる。

⑥ 標準プロポーザルによる調査等

技術提案書を提出した者のうち、非特定理由の通知を受け取った者で、当該非特定理由に対して不服がある者は、非特定理由についての説明を求めることができる。

(2) 苦情申立ての方法

苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に、書面(以下「苦情申立書」という。)により、契約責任者(ただし、本社の契約にあっては社長)に対して行うことができるものとする。苦情申立書には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事・調査等、不服のある事項及び不服の根拠となる事項等について記載すること。(様式自由)

① 2-2(1)①、④、⑤及び⑥に掲げる苦情にあっては、契約責任者が非認定理由、非指名理由、非選定理由又は非特定理由の通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内

② 2-2(1)②及び③に掲げる苦情にあっては、契約責任者が指名競争入札における指名理由等又は契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内

(3) 苦情申立てに対する回答

契約責任者は、苦情の申立てがあったときは、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に書面(以下「回答書」という。)により回答するものとする。ただし、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長することができるものとする。

(4) 苦情申立ての却下

契約責任者は、2-2(2)の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと

認められるときは、その苦情申立てを却下することができるものとする。

(5)再苦情申立てについての明示

契約責任者は、申立者に2-2(3)の回答又は2-2(4)の却下をする場合には、回答書又は却下書に、再苦情申立てをすることができる旨を明示するものとする。

(6)苦情処理結果の公表

契約責任者は、申立者に2-2(3)の回答をしたときは、苦情申立書及び回答書を速やかに公表するものとする。

2-3 再苦情申立て

(1)再苦情の申立てができる者及び苦情申立てができる範囲

2-2(3)の回答又2-2(4)の却下に不服がある者は、再苦情の申立てを行うことができる。ただし、政府調達協定(平成7年12月8日条約第23号)の対象となる工事、(簡易)公募型競争入札による調査等及び(簡易)公募型プロポーザルによる調査等を除く。

(2) 再苦情申立ての方法

再苦情の申立ては、契約責任者が2-2(3)の回答又は2-2(4)の却下をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面(以下「再苦情申立書」という。)により契約責任者(ただし、本社の契約にあつては社長)に対して行うことができるものとする。

(3)入札監視委員会に対する審議依頼

契約責任者は、再苦情の申立てがあつたときは、速やかに、「入札監視委員会の設置及び運営について」(平成19年3月29日・中高契第54号、契約審査担当役員通達)。以下「入札監視委員会通達」という。)により設置される入札監視委員会(以下「入札監視委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

なお、当該入札監視委員会の審議に係る具体的な手続については、入札監視委員会通達によるものとする。

(4)再苦情申立てに対する回答

契約責任者は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、その結果を書面(以下「再回答書」という。)により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは入札監視委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い契約責任者が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

(5)再苦情の申立ての却下

契約責任者は、2-3(2)の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その再苦情申立てを却下することができるものとする。

(6)再苦情処理結果の公表

契約責任者は、契約責任者は、申立者に2-3(4)の回答をしたときは、再苦情申立書及び再回答書を速やかに公表するものとする。

第3章 資格登録停止措置等に係る苦情処理手続

3-1 苦情処理の対象

この章の規定による苦情処理の対象は、次に掲げるものとする。

- ① 資格登録停止措置
- ② 書面又は口頭による警告又は注意の喚起(以下「警告等」という。)

3-2 資格登録停止又は警告等の理由の明示及び苦情申立てについての明示

(1)契約審査担当役員は、資格登録停止又は警告等の通知において、資格登録停止又は警告等の理由を明らかにするものとする。

(2)契約審査担当役員は、資格登録停止又は警告等を行う場合には、当該資格登録停止又は警告等につき苦情申立てをすることができる旨を明示するものとする。

3-3 一次苦情申立て

(1)苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲並びに方法

- ① 資格登録停止又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について、苦情申立書により苦情の申立てを行うことができる。
- ② 苦情申立書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 申立者の商号又は名称並びに住所
 - イ 申立てに係る措置
 - ウ 申立ての趣旨及び理由
 - エ 申立ての年月日
- ③ 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
 - ア 資格登録停止 当該資格登録停止の期間内
 - イ 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して14日以内

(2)苦情申立てに対する回答

契約審査担当役員は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に回答書により回答するものとする。ただし、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長することができるものとする。

(3)苦情申立ての却下

契約審査担当役員は、3-3(1)③の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その苦情申立てを却下することができるものとする。

(4)再苦情申立てについての明示

契約審査担当役員は、申立者に3-3(2)の回答又は3-3(3)の却下をする場合には、回答

書又は却下書に、再苦情申立てをすることができる旨を明示するものとする。

(5) 苦情処理結果の公表

契約審査担当役員は、3-3(2)の回答をしたときは、苦情申立書及び回答書を速やかに公表するものとする。

3-4 再苦情申立て

(1) 再苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲並びに方法

- ① 3-3(2)の回答又は3-3(3)の却下に不服がある者は、再苦情申立書により、再苦情の申立てを行うことができる。
- ② 再苦情申立書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 再苦情申立者の商号又は名称並びに住所
 - イ 再苦情申立てに係る措置
 - ウ 再苦情申立ての趣旨及び理由
 - エ 再苦情申立ての年月日
- ③ 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
 - ア 資格登録停止 当該資格登録停止の期間内(3-3(2)の回答又は3-3(3)の却下の通知の翌日から当該資格登録停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答又は却下の通知の翌日から起算して14日以内)
 - イ 警告等 3-3(2)の回答又は3-3(3)の却下の通知の翌日から起算して14日以内

(2) 入札監視委員会に対する審議依頼

契約審査担当役員は、再苦情の申立てがあったときは、速やかに、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

なお、当該入札監視委員会の審議に係る具体的な手続については、入札監視委員会通達によるものとする。

(3) 再苦情申立てに対する回答

契約審査担当役員は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、その結果を再回答書により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは入札監視委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

(4) 再苦情申立ての却下

契約審査担当役員は、3-4(1)③の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その再苦情申立てを却下することができるものとする。

(5) 再苦情処理結果の公表

契約審査担当役員は、3-4(3)の回答をしたときは、再苦情申立書及び再回答書を速やかに

公表するものとする。

第4章 成績評定通知に係る説明請求処理手続

4-1 説明請求処理の対象

この章の規定による説明請求処理の対象は、工事・調査等の完了時に契約責任者が行う成績評定とする。

4-2 説明請求についての明示

契約責任者は、成績評定結果の通知を行う場合には、当該成績評定結果につき説明請求をすることができる旨を明示するものとする。

4-3 説明請求

(1) 説明請求ができる者及び請求ができる範囲並びに方法

- ① 成績評定結果の通知を受けた者は、成績評定結果について、書面（以下「説明請求書」という。）により、契約責任者（ただし、本社の契約にあっては社長）に対して説明を求めることができる。
- ② 説明請求書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 請求者の商号又は名称並びに住所
 - イ 説明請求に係る措置
 - ウ 説明請求の趣旨及び理由
 - エ 説明請求の年月日
- ③ 説明請求は、契約責任者が成績評定結果の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に行うものとする。

(2) 説明請求に対する回答

契約責任者は、説明請求があったときは、当該説明請求を受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に回答書により回答するものとする。ただし、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長することができるものとする。

(3) 説明請求の却下

契約責任者は、4-3(1)③の請求期間の徒過その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認められるときは、その説明請求を却下することができるものとする。

(4) 再説明請求についての明示

契約責任者は、請求者に4-3(2)の回答又は4-3(3)の却下をする場合には、回答書又は却下書に、再説明請求をすることができる旨を明示するものとする。

(5) 説明請求処理結果の公表

契約責任者は、4-3(2)の回答をしたときは、説明請求書及び回答書を速やかに公表するも

のとする。

4-4 再説明請求

(1) 再説明請求ができる者及び請求ができる範囲並びに方法

- ① 4-3(2)の回答又は4-3(3)の却下に不服がある者は、書面「以下「再説明請求書」により、契約責任者(ただし、本社の契約にあつては社長)に対して再度の説明を求めることができる。
- ② 再説明請求書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 請求者の商号又は名称並びに住所
 - イ 再説明請求に係る措置
 - ウ 再説明請求の趣旨及び理由
 - エ 再説明請求の年月日
- ③ 再説明請求は、契約責任者が4-3(2)の回答又は4-3(3)の却下をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に行うものとする。

(2) 入札監視委員会に対する審議依頼

契約責任者は、再説明請求があつたときは、速やかに、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

なお、当該入札監視委員会の審議に係る具体的な手続については、入札監視委員会通達によるものとする。

(3) 再説明請求に対する回答

契約責任者は、請求者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、その結果を再回答書により回答するものとする。この場合において、請求が認められなかったときは請求に根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、請求が認められたときは入札監視委員会の意見を尊重し、請求が認められた旨及びこれに伴い講じようとする措置の概要を請求者に対し明らかにするものとする。

(4) 再説明請求の却下

契約責任者は、4-4(1)③の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その再苦情申立てを却下することができるものとする。

(5) 再説明請求処理結果の公表

契約責任者は、4-4(3)の回答をしたときは、再説明請求書及び再回答書を速やかに公表するものとする。

附 則

このマニュアルに定めのない事項の苦情等への対応についても、本マニュアルに準じた取扱いができるものとする。

(手続の概要)

区分	苦情申立・説明請求ができる者	苦情申立・説明請求期限	回答期限	再苦情申立・再説明請求ができる者	再苦情申立・再説明請求期限	再回答期限
入札・契約の過程に係る苦情処理						
【工事】 一般競争入札	競争参加資格確認申請書を提出した者のうち、非認定理由に対して不服がある者	契約責任者が非認定理由の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内	苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内	回答又は却下に不服がある者	契約責任者が回答又は却下をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内	入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内
【工事】 指名競争入札	資格登録者のうち、指名されなかったことに対して不服がある者	契約責任者が指名理由等の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内		※政府調達協定の対象となる工事については、政府調達苦情検討委員会による苦情処理		
【工事】 見積競争又は特命契約	資格登録者のうち、選定されなかったことに対して不服がある者	契約責任者が契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内				
【調査等】 （簡易）公募型競争入札	参加表明書を提出した者のうち、非指名理由に対して不服がある者	契約責任者が非指名理由の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内		※政府調達苦情検討委員会による苦情処理	_____	_____
【調査等】 （簡易）公募型プロポーザル	・参加表明書を提出した者のうち、非選定理由に対して不服がある者 ・技術提案書を提出した者のうち、非特定理由に対して不服がある者	契約責任者が非選定理由又は非特定理由の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内				
【調査等】 標準プロポーザル	技術提案書を提出した者のうち、非特定理由に対して不服がある者	契約責任者が非特定理由の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内		回答又は却下に不服がある者	契約責任者が回答又は却下をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内	入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌

区分	苦情申立・説明請求ができる者	苦情申立・説明請求期限	回答期限	再苦情申立・再説明請求ができる者	再苦情申立・再説明請求期限	再回答期限
資格登録停止措置等に係る苦情処理	資格登録停止又は警告等の措置を受けた者	(資格登録停止) 当該資格登録停止の期間内 (警告等) 当該警告等の日の翌日から起算して14日以内	当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内	回答又は却下に不服がある者	(資格登録停止) 当該資格登録停止の期間内(回答又は却下の通知の翌日から当該資格登録停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答又は却下の通知の翌日から起算して14日以内) (警告等) 回答又は却下の通知の翌日から起算して14日以内	日から起算して7日(休日を含まない。)以内
成績評定通知に係る説明請求処理	成績評定結果の通知を受けた者	契約責任者が成績評定結果の通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内	当該説明請求を受理した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内	回答又は却下に不服がある者	契約責任者が回答又は却下をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内	

(手続に用いる様式)

※ 本様式は標準的な例であるので、苦情等の内容に応じて適切に対応すること。

様式1 説明請求書

様式2 回答書 ※説明請求(苦情申立て)用

様式3 却下書 ※説明請求(苦情申立て)用

様式4 再苦情申立書(再説明請求書)

様式5 回答書 ※再苦情申立て・再説明請求用

様式6 却下書 ※再苦情申立て・再説明請求用

様式1

(※説明請求書の様式は自由とするが、本様式を参考とする。)

平成 年 月 日

説 明 請 求 書

中日本高速道路株式会社
〇〇支社(〇〇事務所)
支社長(所長)〇〇 〇〇 殿

(住所)
(商号又は名称)
(代表者名)

印

平成 年 月 日付けで通知された(通知の種別を記載)について、下記
のとおり説明を求めます。

記

1. 工事名(調査等名)又は措置の内容

2. 説明を求める内容

以 上

回 答 書

番 号
平成 年 月 日

(住所)
(商号又は名称)
(代表者名) 様

中日本高速道路株式会社
〇〇支社(〇〇事務所)
支社長(所長)〇〇 〇〇

平成 年 月 日付けで提出された(説明請求の種別を記載)に対して、下記
のとおり回答します。

記

1. 工事名(調査等名)又は措置の内容

2. 回 答

本回答に不服がある場合は、平成 年 月 日までに当職に対し再苦情を申立てる(再説明を請求する)ことができます。

なお、この再苦情(再説明)は、〇〇〇入札監視委員会において審議されます。

【再苦情申立て(再説明請求)の受付窓口等】

- | | |
|--------------|---|
| ・受付窓口(又は郵送先) | 中日本高速道路株式会社〇〇支社(〇〇事務所)
〒 (住所)
TEL |
| ・受付期間 | 平成 年 月 日までの土曜日、日曜日及び祝日
を除く午前 時 から午後 時まで(郵送の場合
は平成 年 月 日までに必着のこと。) |

却 下 書

番 号
平成 年 月 日

(住所)
(商号又は名称)
(代表者名) 様

中日本高速道路株式会社
〇〇支社(〇〇事務所)
支社長(所長)〇〇 〇〇

平成 年 月 日付けで提出された(説明請求の種別を記載)については、下記の理由により却下します。

記

1. 工事名(調査等名)又は措置の内容

2. 却下の理由

本回答(却下)に不服がある場合は、平成 年 月 日までに当職に対し再苦情を申立てる(再説明を請求する)ことができます。

なお、この再苦情(再説明)は、〇〇〇入札監視委員会において審議されます。

【再苦情申立て(再説明請求)の受付窓口等】

- | | |
|--------------|---|
| ・受付窓口(又は郵送先) | 中日本高速道路株式会社〇〇支社(〇〇事務所)
〒 (住所)
TEL |
| ・受付期間 | 平成 年 月 日までの土曜日、日曜日及び祝日
を除く午前 時 から午後 時まで(郵送の場合
は平成 年 月 日までに必着のこと。) |

様式4

(※再苦情申立書又は再説明請求書の様式は自由とするが、本様式を参考とする。)

平成 年 月 日

再苦情申立書(再説明請求書)

中日本高速道路株式会社
〇〇支社(〇〇事務所)
支社長(所長)〇〇 〇〇 殿

(住所)
(商号又は名称)
(代表者名)

印

平成 年 月 日付けで通知された(説明請求の種別を記載)に対する回答(却下)に対して、下記の通り再苦情を申立て(再説明を求め)ます。

記

1. 工事名(調査等名)又は措置の内容
2. 再苦情申立ての(再説明を求める)内容

以 上

様式5

回 答 書

番 号
平成 年 月 日

(住所)

(商号又は名称)

(代表者名) 様

中日本高速道路株式会社
〇〇支社(〇〇事務所)
支社長(所長)〇〇 〇〇

平成 年 月 日付けで提出された(再苦情申立て又は再説明請求の種別を記載)に対して、
下記のとおり回答します。

記

1. 工事名(調査等名)又は措置の内容

2. 回 答

以 上

却 下 書

番 号
平成 年 月 日

(住所)

(商号又は名称)

(代表者名) 様

中日本高速道路株式会社
〇〇支社(〇〇事務所)
支社長(所長)〇〇 〇〇

平成 年 月 日付けで提出された(再苦情申立て又は再説明請求の種別を記載)については、下記の理由により却下します。

記

1. 工事名(調査等名)又は措置の内容

2. 却下の理由

以 上